

(以下、松戸市からのメール本文になります。)

指定放課後等デイサービス事業所 各位

※以下の内容は放課後等デイサービスについてのものです。児童発達支援については対象となりません。

※松戸市の利用者がいない事業所も含めてお送りしていますので、ご了承ください。

いつも大変お世話になっております。

さて標記の件につきまして、松戸市利用者への令和2年4月以降のサービス提供に係る放課後等デイサービス給付費については、臨時休校によるかかり増しや代替サービス提供分（在宅児への電話連絡等）の給付費も含めて、全額分を国保連へ請求していただくようお願いしているところでございます。

また利用者からの負担額の徴収につきましては、利用者から実際に徴収すべき金額の範囲及び算出方法を本市からご提示するまで、4月サービス提供分に係る利用者負担は徴収しない状態で保留するよう、お願いしております。

このことに関して、下記のとおり、追加でお知らせとお願いをさせていただきます。

(1) 代替サービスの提供に係る利用者負担額の補助について

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、事業所が休業または縮小する場合や、児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれて通所を自粛したような場合については、下記のようないわゆる『代替サービス』の提供による報酬算定ができる旨、皆様へご連絡しております。

【在宅の児童に対して、訪問や電話連絡等の方法による健康管理や相談支援など、放課後等デイサービス事業所ができる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬算定（基本報酬及び通常算定される加算）の対象となりうる。】

令和2年4月以降において、このような代替的サービスを放課後等デイサービス事業所が実施した場合、当該代替的サービスに係る利用者負担額は補助の対象となり、利用者本人からの徴収が免除されることとなります。

また一斉臨時休校に伴い、いわゆる『かかり増し分』が生じた場合にも、当該かかり増し分に係る利用者負担額も補助の対象となっているため、利用者本人からの徴収が免除されることとなります。

(なお令和2年3月提供分のみ、かかり増し分に係る負担額は、市から利用者へ償還する方法で補助します)

そのため令和2年4月以降は、在宅で生活している障害児に対して放課後等デイサービス事業所が訪問や電話連絡等による支援を実施した場合、利用者側に負担は生じませんので、ぜひ積極的にご活用いただき、現状把握と情報収集を行っていただきたく存じます。

(2) 令和2年4月以降のサービス提供分に係る負担額徴収について

4月以降におけるサービス提供分の放課後等デイサービス負担額については、代替サービス分・かかり増し分が補助対象となるため、

①まず、代替的サービスやかかり増し分も含めた利用者負担額の全額を入力して、国保連へ給付費を電子請求する。

②利用者に対しては、国保連請求上の利用者負担額から、代替的サービスやかかり増し分に係る利用者負担額を差し引いた額を請求し、実際に徴収する。

